

村山市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 期日 令和7年9月12日（金）午後6時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	—	—
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（1名）

10番	板垣 厚志	—	—
—	—	—	—

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

5. 報 告

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後6時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

稲刈りの時期ですが、最近雨が多く作業が思うように進まない日が続いており、今後良い天気が続いてくれることを期待しております。今年の米の概算金が30,000円くらいになっておりますが、生産者は安定した値段でおいしいお米を提供することが、責務であります。十分体に留意しながら作業を進めてください。

それでは、第9回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

1番 石川 賢也 委員、2番 結城 正志 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は63番から5ページの70番までの8件で、全て所有権の移転です。地目・面積は、田が794㎡、畑が7,721㎡、樹園地が6,375㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号63番から70番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(9月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 63 番から 70 番までの 8 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 41 号の 63 番から 70 番までの 8 件は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第 42 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法 4 条の許可申請は 3 番の 1 件で、地目、面積は畑 115 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 3 番は、申請人が「農作業小屋、駐車場、雪置場」を建築するため、農地転用をするものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。(第 1 種要件)

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、9 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、3 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第 42 号は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、9 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、3 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 43 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、35 番の 1 件です。地目、面積は畑が 2,039 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 35 番は、農地を「貸資材置場」として整備するため、所有権を移転するものです。

譲受人が自ら役員になっている会社に資材置場を貸し付ける計画です。

農地区分は、農用地区域外の農地で、第1種、第3種農地のいずれにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから「第2種農地」に該当しております。

立地基準については、集落において居宅・事業所に近接した農地に貸資材置場を整備することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当するものです。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、9月2日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、35番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第44号は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、9月2日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、35 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 45 号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 22 号について、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第 22 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は申請番号 143 番から 145 番までの 3 件です。地目と面積は田と畑を合計し 6,735 m²です。解約理由は貸し人の都合によるもので、集積の助成金、離農補償はありません。

以上、報第 22 号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 41 号から第 45 号までの 5 件、報告の報第 22 号の 1 件について、終了します。

終了 午後 6 時 30 分